2025年６月23日

各　　位

会 社 名　クリヤマホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役ＣＥＯ　小 貫 成 彦
（コード番号　3355　東証スタンダード）
問合せ先　取 締 役 執 行 役 員　元 木 雄 三
（TEL　06－6910－7013）

イタリアにおける当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるクリヤマジャパン株式会社（以下「クリヤマジャパン」といいます。）は、2025年１月20日付けでMONTURA S.R.L.（以下「MONTURA社」といいます。）から訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起され、2025年６月20日付けで本件訴訟に係る訴状の送達を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1.　訴訟の原因及び訴訟提起されるに至った経緯

当社グループは、クリヤマジャパンにおいて、スポーツアパレル事業として 1991 年より登山・アウトドア用品の販売を開始し、イタリア発のブランド「MONTURA」を展開しておりましたが、2024 年８月 28 日付「スポーツアパレル事業からの撤退及び特別損失の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、より成長性と収益性の高い事業に経営資源を集中させることがグループ全体の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、2024 年 12 月 31 日をもって、当該事業から完全に撤退いたしました。

そのような経緯の中で、MONTURA 社は、同社とクリヤマジャパンが「MONTURA」ブランドの展開のために締結していた販売店契約（以下「本件販売店契約」といいます。）に定める義務への違反があったこと等を主張し、本件販売店契約に基づく逸失利益及び商業的評価の毀損に係る損害の賠償等の支払いを求めて、この度イタリア共和国の裁判所にてクリヤマジャパンに対して訴訟を提起したものです。

2.　本件訴訟の係属裁判所及び年月日

(1)	裁　　判　　所	イタリア共和国ヴェネト州ヴィチェンツァ裁判所
(2)	提　　訴　　日	2025 年１月 20 日（現地時間）
(3)	訴　状　送　達　日	2025 年６月 20 日（日本時間）

3.　本件訴訟を提起した者の概要

(1)	名　　称	MONTURA S.R.L.
(2)	所　在　地	Trento 138, Zanè, Vicenza, Italy
(3)	代表者の役職・氏名	Legal Representative: Marco Busa

4. 本件訴訟の内容及び訴訟の目的の価額

本件訴訟において、MONTURA 社は、クリヤマジャパンに対して、6,371,307.92 ユーロ（日本円にして、1,076,559,899 円。１ユーロ 168.97 円で換算。）及びこれに対する遅延損害金の請求権等があると主張しています。

5. 今後の見通し

当社及びクリヤマジャパンといたしましては、今後、MONTURA 社の主張及びその根拠を精査するとともに、クリヤマジャパンの主張が認められるよう反論を行うなど、適切に対応してまいります。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上